

愛知県規則第九十四号

認定こども園の認定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年 文部科学省 令第三号。以下「省令」という。）及び認定こども園の認定基準を定める条例（平成十八年愛知県条例第六十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(認定申請書)

第三条 法第四条第一項に規定する申請書の様式は、認定こども園認定申請書

（様式第一）のとおりとする。

(認定の有効期間)

第四条 法第五条第一項に規定する認定の有効期間は、五年とする。

(認定有効期間更新申請書)

第五条 法第五条第二項に規定する申請書の様式は、認定こども園認定有効期間更新申請書（様式第二）のとおりとする。

(変更の届出)

第六条 法第七条第一項の規定による届出は、認定こども園認定事項等変更届（様式第三）によつてしなければならない。

(運営状況の報告)

第七条 法第八条第一項の規定による報告は、毎年六月末日までに、認定こども園運営状況報告書（様式第四）によつてしなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第八条 省令第六条第一号の知事が定める数は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 法第四条第一項第三号に規定する乳児又は幼児の数の変更 当該乳児若しくは幼児の数に十分の一を乗じて得た数又は十のいずれか少ない数
 - 二 法第四条第一項第四号に規定する子どもの数の変更 当該子どもの数に十分の一を乗じて得た数又は十のいずれか少ない数
- （条例第六条第一項第二号ただし書の規則で定める地域）
- 第九条 条例第六条第一項第二号ただし書の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域に指定された地域

二 前号に掲げるもののほか、子どもの数の状況により、子どもの教育及び保育の場を特に確保する必要がある地域として知事が認める地域

（条例第十条第十号ただし書の規則で定める場合）

第十条 条例第十条第十号ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 認定こども園において、子どもに提供する食事を認定こども園の外で調理し、及び当該認定こども園に搬入する業務（以下「調理搬入業務」という。）に関し、衛生管理上、栄養管理上その他業務上必要な注意を果たし得る体制が整備されていること。

二 子どもに提供する食事の献立の作成等について、栄養士による必要な配慮がされる体制が整備されていること。

三 子どもの発達の段階に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき子どもに食事を提供する体制が整備されていること。

四 認定こども園の長が調理搬入業務を行う者に対し、食事の提供に関する衛生管理上、栄養管理上その他業務上必要な指示を行う権限が契約等において定められていること。

五 調理搬入業務を行う者が、次に掲げる要件を満たす者であること。

イ 子どもに提供する食事に係る調理施設及び食品の衛生管理を徹底するとともに、子どもに提供する食事を調理する業務を栄養管理に配慮して適切に遂行することができる者であること。

ロ 子どもに提供する食事の内容、回数及び時機について子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態及び体質に配慮された食事の提供ができる者であること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第四項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げる施設及び設備とする。

一 条例の施行の際現に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による設置の認可が申請されている幼稚園又は保育所の用に供することとなる施設及び設備

二 前号に掲げるもののほか、条例の施行の際現に新築又は改築の工事が行われ、又は完了している施設又は設備のうち、幼稚園又は保育所の用に供することとなるものであって、学校教育法第三条に規定する設置基準のうち幼稚園に係るもの又は児童福祉法第四十五条に規定する最低基準のうち保育所に係るものを満たすものとして知事が認めるもの